

(4) JR北海道等及びJR貨物が国鉄から承継した固定資産に係る特例措置
(承継特例)の延長(固定資産税、都市計画税)

内 容

地域住民の交通の確保及び全国的物流ネットワークの維持のため、厳しい経営環境にあるJR北海道等及びJR貨物が国鉄から承継した固定資産に係る特例措置を一定の見直しのうえ、適用期限を5年延長する。

固定資産税・都市計画税：課税標準3/5[現行1/2]